

平成28年3月1日から地方運輸局では

## 労働関係法令違反があった船舶所有者の新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、地方運輸局では、平成28年3月1日から、一定の労働関係法令違反があった船舶所有者を新卒者などに紹介することのないよう、こうした船舶所有者の新卒求人を一定期間受け付けません（以下、「不受理」という）。

### 不受理となる対象と不受理期間

#### 不受理となる対象

平成28年3月1日以降、船員法などの労働関係法令の規定に違反し、戒告書等を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等（※1）であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

#### 1. 労働基準法、船員法と最低賃金法に関する規定（対象条項はP4を参照）

- (1) 1年間に2回以上同一対象条項の（※2）違反について戒告書等を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後6カ月経過するまで

- (3) 対象条項違反により送検され、公表された場合



**不受理期間 B**  
送検された日から1年経過するまで  
(是正後6カ月経過するまでは、  
不受理期間を延長)

#### 2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定（対象条項はP4を参照）

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後6カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 独立行政法人水産大学校（※3）又は独立行政法人海技教育機構の行う船員の教育訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ④ 上記新卒求人に応募できる①～③の卒業生及び修了者

※2 同一対象条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、船員法第65条の3第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。

※3 平成28年4月1日より、国立研究開発法人水産研究・教育機構と名称が変わります。

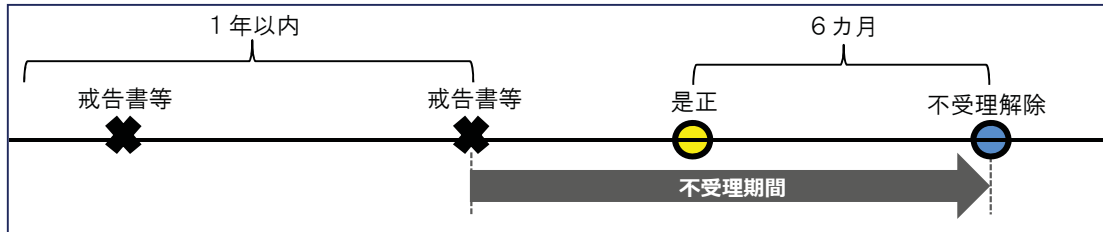
## 不受理期間

不受理期間については、以下の「不受理期間A」「不受理期間B」「不受理期間Bの特例」のとおり、違反の程度や内容によって定められています。なお、船舶所有者から地方運輸局へ既に提出済みの求人については、上記の不受理期間中は、地方運輸局から求職者へ船員職業紹介を行いません。

### ◆ 不受理期間 A ◆

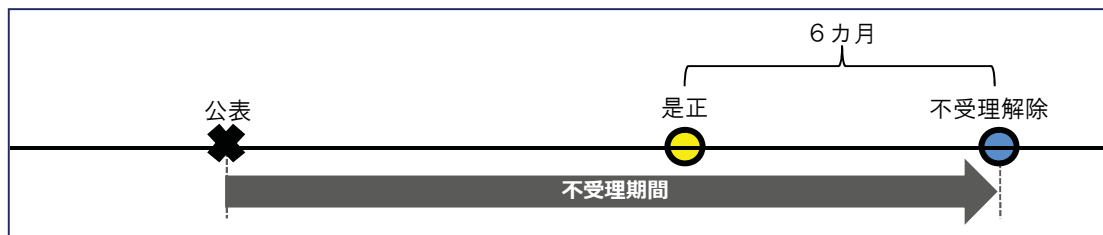
法違反が是正されるまでの期間に加え、  
是正後6カ月経過するまでの期間

#### 1- (1) 1年間に2回以上の同一対象条項違反について戒告書等を受けた場合



#### 1- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

#### 2- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

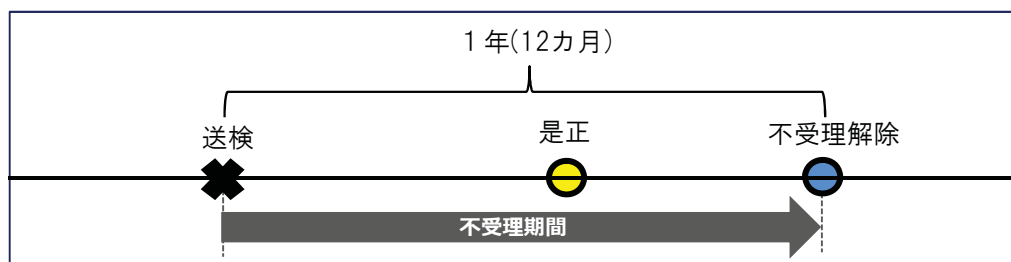


### ◆ 不受理期間 B ◆

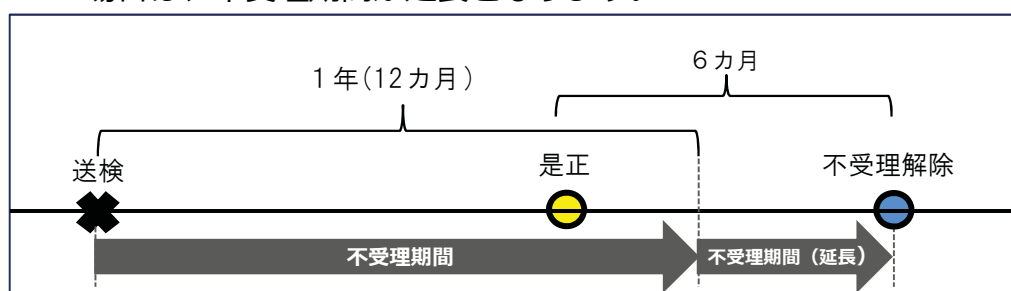
送検された日から1年経過するまでの期間  
(ただし、是正後6カ月経過するまでは、不受理期間を延長)

#### 1- (3) 対象条項違反で送検され、公表された場合

送検から1年経過するまでは不受理期間となります。



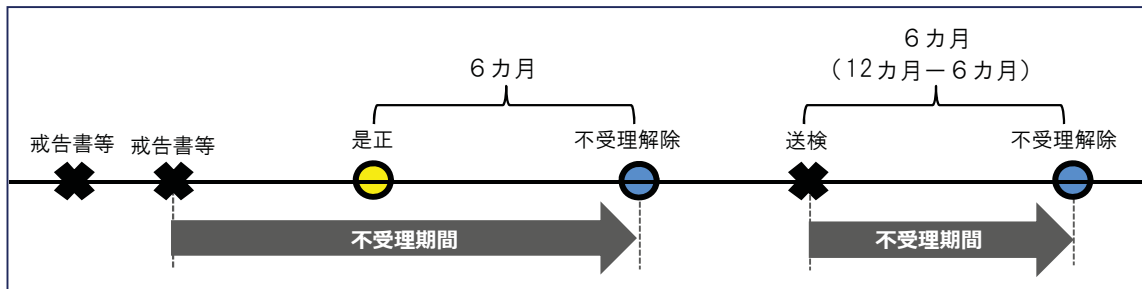
ただし、送検から1年経過していても、是正から6カ月経過していない場合は、不受理期間が延長となります。



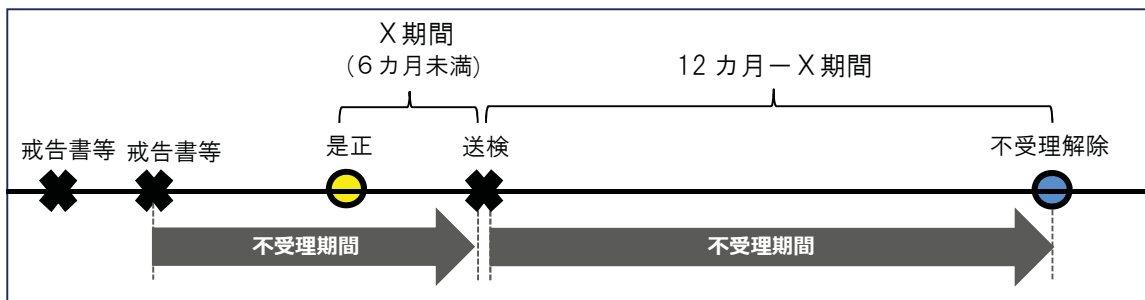
## ◆ 不受理期間 B の特例 ◆

既に求人不受理となった事案について、後日送検され公表された場合で、かつ、送検前までに当該法違反が是正されている場合  
 是正から送検までの期間（上限6カ月）を1年（12カ月）から減じた期間

パターン1：既に是正してから6カ月経過し、不受理解除となっているので、送検された場合の不受理期間である1年（12カ月）から是正後の6カ月を差し引きます。



パターン2：1年（12カ月）から是正後の期間であるX期間を差し引きます。



## 無料船員職業紹介事業者における取扱い

無料船員職業紹介事業者（大学などを含む。以下同じ）は、届出によって取り扱う業務の範囲を定めることが可能です。

大卒者の就職活動は、地方運輸局以外を活用するケースが多いため、無料船員職業紹介事業者も地方運輸局に準じた取組を行っていただくようお願いしています。

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年国土交通省告示第1030号）

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、無料船員職業紹介事業者においても、青少年の雇用に関する法律（以下「法」という。）第30条の規定により読み替えて適用される法第11条に規定する地方運輸局における求人の不受理に準じた取組を進めるため、船員職業安定法第15条第1項の趣旨である求職者の職業機会の確保に留意しつつ、法第30条の規定により読み替えて適用される法第11条に基づき地方運輸局が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、船員職業安定法第34条第2項（同法第35条第2号の場合を含む。）又は同法第40条第3項に規定する無料船員職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等を行うことが望ましいこと。

### 1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）  
（船員法第53条第1項及び第2項、第66条（第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（船員法第65条の2第3項（第88条の2の2第5項において準用する場合を含む。）及び第69条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇  
（船員法第62条第1項（第88条の3第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第65条の3第1項及び第2項、第74条第1項及び第2項並びに第78条）

### 2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

※読み替えて適用されている旨は省略して条項のみ記載しています。

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等  
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等  
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等  
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の就業制限等  
（船員法第87条、第88条、第88条の2の2第1項、第88条の3第1項並びに第88条の4第1項）

### 3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、雇入契約等締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（船員法第32条、第36条第1項及び第2項並びに第47条第1項（第4号中第41条第1項第2号に係る部分に限る。））
- ・年少者に関する労働基準（船員法第85条第1項及び第2項及び第86条第1項）

※・労働基準法については、船員職業安定法第89条第1項の規定により適用する場合を含む。  
・船員法については、船員職業安定法第89条第4項及び第5項並びに第92条第1項並びに船員職業安定法施行令第2条第1項及び第4条の規定により適用する場合を含む。  
・男女雇用機会均等法については、船員職業安定法第91条の規定により適用する場合を含む。

詳しくは、地方運輸局へお問い合わせください。